

# 定 款

大阪堂島商品取引所

## 定款／目次

第1章：総則	1
第2章：会員	4
第3章：会員の加入	15
第4章：会員の脱退及び持分の譲渡	17
第5章：受託会員	22
第6章：総会	25
第7章：機関	28
第8章：理事会、委員会及び鑑定人会	31
第9章：市場取引監視委員会	33
第10章：会員に対する制裁	34
第11章：商品市場における取引	38
第12章：計算	42
第13章：紛争の仲介	44
第14章：雑則	45
附 則	46

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本所は、大阪堂島商品取引所と称する。

(目 的)

第 2 条 本所は、商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。）に基づき、上場商品及び上場商品指数について先物取引並びに上場商品の実物取引をするために必要な商品市場を開設することを主たる目的とする。

(商品市場・上場商品等)

第 3 条 本所が開設する商品市場は、農産物市場、水産物市場、砂糖市場及び農産物・飼料指数市場とする。

2 本所の上場商品及び上場商品に含まれる物品（以下「上場商品構成物品」という。）並びに上場商品指数、取引する商品指数及び商品指数の対象となる物品（以下「上場商品指数対象物品」という。）は、次のとおりとする。

上場商品	上場商品構成物品
農産物	大豆、小豆、とうもろこし及び米穀
水産物	冷凍えび
砂 糖	精糖及び粗糖

上場商品指数	取引する商品指数	上場商品指数対象物品
農産物・飼料指数	国際穀物等指数	とうもろこし及び大豆ミール
	コーヒー指数	アラビカコーヒー生豆及び ロブスタコーヒー生豆

3 本所の商品市場において行う取引は、次に掲げる取引とする。

(1) 先物取引

イ 現物先物取引

当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買の目的物となっている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引

ロ 指数先物取引

当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値（以下「現実数値」という。）

の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

ハ オプション取引

当事者の一方の意思表示により当事者間において現物先物取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

(2) 実物取引

当事者が特定する日において商品及びその対価を現に授受することを約する取引

- 4 農産物市場における米穀の上場期間は、取引を開始した日から10年を経過した日までとする。ただし、10年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。

(業 務)

第4条 本所は、上場商品及び上場商品指数について先物取引及び実物取引をするために必要な商品市場の開設の業務その他これに付帯する業務として次の各号に掲げる業務を営むことができる。

- (1) 本所の上場商品の品質の鑑定
  - (2) 商品、商品指数及び経済一般に関する調査研究、刊行物の発行並びに広報宣伝
  - (3) 紛争の仲介
  - (4) 本所の事業と関連する国内外の取引所等との連携又は協力
  - (5) 前各号に定めるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な一切の業務
- 2 本所は、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため、次に掲げる自主規制業務を適切に行うものとする。
- (1) 会員の法、法に基づく命令若しくは法に基づいてする主務大臣の処分若しくは本所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
  - (2) 会員に対する除名の処分その他の措置に関する業務
  - (3) その他本所の商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するために必要な業務として商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号以下「施行規則」という。）第1条の12に規定するもの
- 3 本所は、前項に定めるもののほか、法第3条第1項ただし書に規定する業務を営むことができる。

(所 在 地)

第5条 本所の主たる事務所及び商品市場は、これを大阪府大阪市に置き、従たる事務所を東京都に置く。

(公 告)

第6条 本所の公告は、本所の店頭に掲示する方法のほか、電子公告の方法による。事故  
その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、官  
報に掲載する方法による。

## 第 2 章 会 員

(会員たる資格)

第7条 本所の会員（以下「会員」という。）たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品（以下「上場商品構成物品等」（上場商品又は上場商品指数ごとに次に掲げるものを含む。）という。以下この条、第25条第2項第1号及び第115条第1項第1号において同じ。）の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）を業として行っている者又はこれらの者が構成員の過半数を占める団体
  - イ 農産物については、米穀、米穀の加工品及び調整品、馬鈴しょ、甘しょ、とうもろこし、食用油脂、大豆油、大豆油かす、しょう油、みそ、豆腐、水あめ、ぶどう糖、化工でん粉、飼料、肥料、コーンスターチ、コーングリッツ、異性化糖、エタノール、生分解性プラスチック並びに畜産物（家畜を含む。）
  - ロ 水産物については、えび、たこ、いか、はまち、まぐろ、さけ、うなぎ、かき、こんぶ、のり等の魚介及び海藻
  - ハ 砂糖については、菓子、キャンデー類、コーヒー、ココア及び加糖飲料
  - ニ 農産物・飼料指数については、イ（馬鈴しょ及び甘しょを除く。）及びハに掲げるもの並びに飼料、肥料、コーンスターチ、コーングリッツ、食品油脂、異性化糖、酒類、餅、畜産物（家畜を含む。）及び水産物
- (2) 商品先物取引業を行うことについて法第190条第1項の規定により主務大臣の許可を受けた者（以下「商品先物取引業者」という。）
- (3) 上場商品構成物品等に関し外国商品市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務を営むことについて当該外国において法第190条第1項の規定に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者
- (4) 本所の上場商品構成物品等について特定店頭商品デリバティブ取引を業として行うことについて法第349条第1項の届出をした者
- (5) 次のいずれかに該当する者であること
  - イ 銀行
  - ロ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行う者に限る。)
  - ハ 株式会社商工組合中央金庫
  - ニ 株式会社日本政策投資銀行
  - ホ 信用金庫及び信用金庫連合会
  - ヘ 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の9第1

- 項第 1 号の事業を行う協同組合連合会
  - ト 労働金庫及び労働金庫連合会
  - チ 農林中央金庫
  - リ 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 10 条第 1 項第 3 号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
  - ヌ 保険会社及び保険業法(平成 7 年法律第 105 号)第 2 条第 7 項に規定する外国保険会社等
  - ル 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成 3 年法律第 66 号)第 2 条第 4 項に規定する商品投資顧問業者
- (6) 商品市場又は外国商品市場において、専ら自己の計算による取引を行うことを業として営む者
- 2 会員が死亡した場合において、その相続人が被相続人の死亡の日から 3 月を経過する日までに、被相続人が前項第 1 号に該当する者であった場合には被相続人が取引をしていた本所の商品市場における上場商品構成物品等の売買等を業として行うこととなったとき、被相続人が前項第 3 号又は第 6 号に該当する者であった場合には同号に該当する者となったときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。
- 3 前項の場合において、相続人が数人あるときは、その相続人全員の同意をもって選定された 1 人の相続人に対してのみ同項の規定を適用する。

(欠格条件)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- (2) 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又は法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 法第 96 条の 22 第 1 項、法第 96 条の 34 第 1 項若しくは法第 96 条の 40 第 1 項の規定により法第 96 条の 19 第 1 項、法第 96 条の 31 第 1 項若しくは法第 96 条の 25 第 1 項若しくは第 3 項ただし書の認可を取り消され、法第 159 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 186 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 235 条第 3 項若しくは法第 236 条第 1 項若しくは法第 340 条第 1 項（法第 345 条において準用する場合を含む。）の規定により法第 9 条若しくは法第 78 条、法第 167 条、法第 190 条第 1 項若しくは法第 332 条第 1 項若しくは法第 342 条第 1 項の許可を取り消され、若しくは法第 240

条の 23 第 1 項の規定により法第 240 条の 2 第 1 項の登録を取り消され、これらの取消しの日から 5 年を経過しない者又は法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類する免許その他の行政処分を含む。第 6 号において「許可等」という。）を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者

- (5) 法第 160 条第 1 項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令（これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。第 7 号及び第 8 号において同じ。）により商品取引所又はこれに相当する外国の施設から除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から 5 年を経過しない者
- (6) 法第 96 条の 19 第 1 項若しくは法第 96 条の 31 第 1 項の認可を受けた者（以下この号において「主要株主」という。）が法第 96 条の 22 第 1 項若しくは法第 96 条の 34 第 1 項の規定により認可を取り消された場合、商品取引所持株会社が法第 96 条の 40 第 1 項の規定により法第 96 条の 25 第 1 項若しくは第 3 項ただし書の認可を取り消された場合、商品取引所が法第 159 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 9 条若しくは法第 78 条の許可を取り消された場合、商品取引債務引受業を営むことについて法第 167 条の許可を受けた商品取引清算機構（以下、この号において「商品取引清算機関」という。）が法第 186 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 167 条の許可を取り消された場合、商品先物取引業者が法第 235 条第 3 項若しくは法第 236 条第 1 項の規定により法第 190 条第 1 項の許可を取り消された場合、商品先物取引仲介業者が法第 240 条の 23 第 1 項の規定により法第 240 条の 2 第 1 項の登録を取り消された場合若しくは法人である第 1 種特定施設開設者（法第 331 条第 2 号に規定する第 1 種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。）若しくは第 2 種特定施設開設者（法第 331 条第 3 号に規定する第 2 種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。）が法第 340 条第 1 項（法第 345 条において準用する場合を含む。）の規定により、法第 332 条第 1 項若しくは法第 342 条第 1 項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前 30 日以内に当該主要株主、商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引清算機関、商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者若しくは第 1 種特定施設開設者若しくは第 2 種特定施設開設者の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないもの又は外国において同種の許可等を受けた法人が法に相当する外国の法令の規定により当該許可等を取り消された場合において、その取消しの日前 30 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないもの
- (7) 法人である商品取引所の会員若しくは取引参加者又は商品取引所に相当する外国の施設の会員若しくは取引参加者が法第 160 条第 1 項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令により当該商品取引所又は当該施設から除名され、又は取引資格を取り消された場合において、その除名又は取消しの日前 30 日以内に当該法



人の役員であった者で当該除名又は取消しの日から5年を経過しないもの

- (8) 法第96条の40第2項、法第159条第3項、法第160条第1項、法第186条第4項、法第236条第2項若しくは法第240条の23第2項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令により解任された役員でその解任の日から5年を経過しないもの
  - (9) 法第328条第1項の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令を受けた後1年を経過しない者
  - (10) 会社法（平成17年法律第86号）第331条第1項第3号に掲げる者
  - (11) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
  - (12) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者のあるもの
  - (13) 本所若しくは他の商品取引所、金融商品取引所において除名処分を受けた者又はその者が法人である場合においてその法人を代表する役員であった者で、その処分を受けた日から5年を経過しないもの
  - (14) 前各号のいずれかに該当することを隠ぺいした者にあつては、当該事実が発覚した日から5年を経過しないもの
  - (15) 前各号に掲げる者のほか、本所によって、商品市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制又は十分な社会的信用を有していないと判断された者
- 2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第3号から第5号まで、第9号及び第12号の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（資産上の要件）

第9条 会員の純資産額（定額会費の負担について会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の保証を受けている者にあつては、当該親会社の純資産額の最低額は、次のとおりとする。ただし、農産物市場及び農産物・指数市場の双方の会員については700万円とし、その他の商品市場及び他の商品取引所の会員等を兼ねる者については、その加入する他の商品取引所ごとに200万円を加えた額とする。

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 農産物市場      | 500万円 |
| (2) 水産物市場      | 200万円 |
| (3) 砂糖市場       | 200万円 |
| (4) 農産物・飼料指数市場 | 500万円 |

- 2 前項の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、施行規則第38条に規定するところにより計算するものとする。
- 3 会員の純資産額が第1項の規定による最低額を下回ることとなったときは、本所は、遅滞なく、その者の本所の商品市場における取引（商品清算取引の委託を含む。以下同

じ。)を停止し、かつ、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。

- 4 前項の場合において、当該会員の本所の商品市場における取引の停止をした日から6月以内にその者の純資産額が第1項の規定による最低額以上となったときは、本所は、遅滞なく、前項の規定による取引の停止を解除し、かつ、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。
- 5 第3項の場合において、会員の純資産額が前項に規定する期間内に第1項の規定による最低額以上とならなかったときは、本所は、遅滞なく、当該会員を除名する。
- 6 本所は、第3項の規定によりその取引を停止したとき、又は前項の規定により会員を除名したときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知するものとする。
- 7 会員は、毎年3月末日現在で第2項の規定により純資産額調書を作成し、これを本所が指定する日までに本所に提出しなければならない。
- 8 会員は、本所の請求があった場合は、前項の純資産額調書につきその内容を証明するに足る書面を添付しなければならない。
- 9 本所は、第1項の規定による純資産額の最低額を定め若しくは変更したとき又は会員が第3項から第5項までのいずれかに該当することになったときは、その旨を商品取引債務引受業を営むことについて法第167条の許可を受けた株式会社日本商品清算機構(以下「清算機構」という。)に通知するものとする。

#### (届出事項)

- 第10条 会員は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面をもって、本所に届け出なければならない。
- (1) 第7条、第8条又は第9条の規定に照らし会員たる要件を具備しなくなったとき。
  - (2) 支払不能となりその他本所又は他の会員との間における契約が履行できない状態になったとき。
  - (3) 銀行取引の停止処分を受けたとき。
  - (4) 氏名又は商号若しくは名称を変更したとき。
  - (5) 本店又は主たる事務所の名称及び所在を変更したとき。
  - (6) 法人であるときは、その資本金の額(出資金の額を含む。以下同じ。)、定款及び役員の名を変更したとき。
  - (7) 本所の商品市場における取引に係る訴訟の当事者となったとき、又はその判決があったとき。
  - (8) 租税滞納処分若しくはその処分の例によって差押えを受け、又は裁判所から差押え、仮処分若しくはその他の保全処分を受けたとき。
  - (9) 犯罪嫌疑のため起訴されたとき。
  - (10) 他の商品取引所において取引参加者若しくは受託取引参加者となったとき又は会員若しくは受託会員でなくなったとき。

- (11) 清算機構において清算資格（清算機構が行う商品取引債務引受業の相手方となるための資格をいう。以下同じ。）を有する者（以下「清算参加者」という。）又は清算資格を有しない者（以下「非清算参加者」という。）となる時。
  - (12) 清算機構において非清算参加者である場合において、その商品清算取引の委託先となる指定清算参加者（清算参加者であって、他社清算資格（清算機構が定める清算資格をいう。以下同じ。）を有するものをいう。以下同じ。）を定めるとき又は変更するとき。
  - (13) 合併、新設分割、吸収分割及び事業譲渡しようとする時。
  - (14) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った時。
  - (15) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った時。
  - (16) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散しようとする時。
  - (17) 本所で取引する商品市場を変更するとき。
- 2 会員が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を書面をもって、本所に届け出なければならない。
- (1) 法人が合併により消滅したときは、その会員を代表する役員であった者
  - (2) 法人が破産手続開始の決定により解散し、又は個人が破産手続開始の決定を受けたときは、その破産管財人
  - (3) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人
  - (4) 再生手続開始の決定を受けたときは、その再生債務者等
  - (5) 法人が更生手続開始の決定を受けたときは、その管財人
  - (6) 個人が死亡したときは、その相続人
  - (7) 個人が成年被後見人となったときは、その法定代理人
- 3 前二項の規定による届出書には本所の指示する書類を添付しなければならない。

（定款等の変更の請求）

- 第 11 条 本所は、理事会がその出席した理事の過半数の決議により、法人である会員の定款、資本金の額若しくは役員（以下「定款等」という。）が法人である会員の信用の保持又は取引の信義則の維持の上において不相当と認めるとき、又は会員に係る他の者との共同関係、支配関係若しくは取引関係が本所の目的又は本所の市場の運営に鑑みて不相当と認めるときは、当該会員に対し、理由を付した書面をもってその変更を請求することができる。
- 2 理事会が前項の規定に基づく会員に対する定款等の変更の請求（以下「定款等の変更の請求」という。）を決議しようとする場合において必要と認めるときは、その会員に対してあらかじめその旨を通知し、その会員又は代理人が理事会に出席して弁明するための機会を与えることができる。ただし、当該会員が陳述書を提出したときは、その提出

をもって弁明に代えることができる。

- 3 本所は、会員に対して定款等の変更の請求を決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を書面をもって当該会員に通知する。
- 4 会員は、定款等の変更の請求が不当であると認めるときは、変更請求の通知を受けた日から10日以内に、理由を付した書面をもって、異議の申立てを行うことができる。
- 5 本所は、前項の申立てを受理したときは、遅滞なく、理事会において、当該申立てについて審査する。
- 6 前項の審査の結果、理事会が定款等の変更の請求を変更し、又は取り消すことが適当であると認めるときは、本所は、直ちに定款等の変更の請求を変更し、又は取り消すものとする。
- 7 第2項本文に規定する場合において、理事会は、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく理事会に出席しないときは、第2項の規定にかかわらず、定款等の変更を請求することができる。

(定款等の変更の請求に対する対応措置等)

- 第11条の2 定款等の変更の請求を受けた会員は、定められた日時までに当該請求に対する措置を講じたときは、その旨を書面により、本所に届け出なければならない。
- 2 前項の書面には、同項の措置についての説明書類を添付しなければならない。
  - 3 本所は、第1項の書面を受理したときは、理事会においてこれを審査し、理事会がこれを適当と認めたときは、その旨を書面をもって当該会員に通知する。

(施設利用による責任の所在)

- 第12条 本所は、会員が業務上本所の施設（本所が設置する電子計算機等を利用した取引システムを含む。）を利用したことによって損害を被ることがあっても、法令又はこの定款で別に定める場合のほか、これを賠償する責めに任じない。

(法人である会員の代表者)

- 第13条 法人である会員は、本所において会員としての一切の権利を行使し、かつ、義務を履行するため、その代表役員又はこれに準ずる者のうち1人を本所に対する代表者（以下「本所に対する代表者」という。）として選任し、書面をもって本所に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による選任届には、その選任を証明する書面を添付しなければならない。
  - 3 前二項の規定は、法人である会員が本所に対する代表者を変更しようとする場合について準用する。
  - 4 本所は、本所に対する代表者が取引の信義則に反する行為を行ったため、本所に対する代表者として適格でなくなつたと認めるときは、理由を示して、その変更を求めるこ

とができる。

(本所に対する代表者の競合禁止)

第 14 条 会員又はその本所に対する代表者は、他の会員の本所に対する代表者となることができない。

(定款等の商品市場外の契約に対する拘束力)

第 15 条 本所の定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程は、本所の商品市場外における会員間の契約を拘束しない。

(定額会費及び定率会費)

第 16 条 会員は、本所の経費に充てるため、定額会費及び定率会費を本所に納入しなければならない。

2 定額会費の額は、総会の決議をもって定め、これを毎事業年度の前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）に分け、半期分ずつその期の初月の末日（その日が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。）までに納入するものとする。この場合において、当該事業年度の前期中に脱退した会員については後期分の会費、当該事業年度の後期中に加入した会員については前期分の会費の納入を要しない。

3 定率会費の額は、事業年度ごとに、あらかじめ総会において定めた当該事業年度における取引一枚当たりの最高限度額の範囲内において、当該事業年度の末月における理事会において定める取引1枚当たりの決定額に各会員の当該事業年度における総取引高を乗じて得た金額に相当する金額とする。

4 本所は、定率会費に充てるため、会員が取引を行うごとに、前項の最高限度額に当該会員の総取引高を乗じて得た金額に相当する金額を別に理事会の定める日までに予納させるものとする。

5 事業年度の中途において脱退した会員については、前項の規定にかかわらず、第4項の規定により納入された予納額をもって第3項の定率会費決定額とする。ただし、脱退が、持分の譲渡（営業上実質的な変更がない場合に限り。）又は持分の承継に係る場合には当該脱退者が第4項の規定により納入した金額は持分譲受人又は持分承継人が納入したものとみなす。

6 第129条第5項の規定は、第1項の会費の払込みについて準用する。

(信認金)

第 17 条 会員は、取引をする商品市場ごとに信認金として 100 万円を本所に預託しなければならない。

2 会員は、前項の信認金を預託した後でなければ、商品市場において取引をすることができない。

(信認金の運用方法)

第 18 条 本所は、次の各号に定める方法により、信認金として預託を受けたものを運用する。

- (1) 国債又は地方債の保有
- (2) 銀行、信用協同組合、信用金庫、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会への預け金
- (3) 信託業務を営む金融機関への信託

2 本所は、信認金の運用により生じた果実は、本所の一般会計に繰り入れるものとする。

(有価証券の充用)

第 19 条 信認金は、有価証券をもって、これに充てることができる。

2 前項の有価証券は、次の各号に掲げるもの（第 4 号から第 9 号までに掲げるものについては、本所が指定するものに限る。）（以下「充用有価証券」という。）とする。

- (1) 国債証券又は地方債証券
- (2) 日本銀行の発行する出資証券
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場において売買取引されている株券
- (5) 金融商品取引法第 67 条の 11 第 1 項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券
- (6) 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）による銀行の発行する株券（前二号の株券を除く。）
- (7) 第 4 号又は第 5 号の株券を発行する会社の発行する社債券
- (8) 信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 185 条第 1 項に規定する受益証券、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 7 項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和 27 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する受益証券
- (9) 投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 15 項に規定する投資証券、同条第 20 項に規定する投資法人債券及び同法第 220 条第 1 項に規定する外国投資証券

3 前項の充用有価証券の充用価格は、当該有価証券の時価を斟酌して施行規則第 39 条に規定する価格以下において本所が定めた額とする。

(充用有価証券の指定基準等)

第 20 条 前条第 2 項に規定する充用有価証券の指定基準は、次の各号に掲げる要件を満た

すものにつき行う。

- (1) 前条第2項第6号に掲げる銀行株券にあつては、本所の指定銀行であつて本所が取引している者の発行する株券であること。
  - (2) 前条第2項第7号に掲げる社債券にあつては、取引所金融商品市場において上場されている社債券及び金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている社債券であること。
  - (3) その時価が額面の2分の1を超えるものであること。
  - (4) 貸付信託法第2条第2項に規定する受益証券については、当該受益証券に係る信託取扱期間終了の日から1年以上経過しているものであること。
- 2 本所は、充用有価証券が前項の掲げる要件に適合しなくなったときは、遅滞なく、前条第2項の規定による指定を取り消すものとする。
  - 3 前条及び前二項に定めるもののほか、充用有価証券の充用に関し必要な事項は、理事会で定める。

(充用価格の変更)

第21条 本所は、会員の預託した充用有価証券が信認金に充用することができなくなった場合、又は充用価格の変更により信認金に過不足が生じた場合において、不足を生じたときは、当該会員に対し期限を指定して不足額を預託させ、剰余を生じたときは、その請求により剰余金額に相当する充用有価証券を返付する。

(会員の持分、信認金の払戻し請求権の譲渡等の禁止)

第22条 会員は、その持分又は信認金の払戻しを受ける権利を他人に譲渡し、若しくは譲渡を予約し、又はこれを担保の目的に供することができない。ただし、会員が、理事会の承認を得て、他の会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲渡する場合及び受託会員が、日本商品委託者保護基金（以下「委託者保護基金」という。）に対し、その持分、信認金その他本所より返付を受ける権利を担保の目的に供する場合は、この限りでない。

(帳簿の区分経理)

第23条 会員は、本所の商品市場における取引とその他の取引とについて、区分して経理しなければならない。

- 2 前項の商品市場における取引に関する帳簿は、施行規則第50条第2項の規定により作成し、当該会員の本店、支店その他の営業所又は事務所に備え置き、かつ、10年間保存しなければならない。ただし、帳簿による保存を施行規則第51条に規定する電磁的方法による保存に代えることができる。

(帳簿、書類又は資料の提出の命令及び監査)

第 24 条 本所が必要と認めるときは、会員に対し前条に規定する帳簿及びその他業務に係る書類又は資料の提出を命じ、かつ、その説明を求めることができる。

2 本所は、法第 112 条第 2 号及び施行規則第 48 条、法第 157 条第 1 項又は法第 349 条の 2 第 1 項の規定により農林水産大臣に対し報告するため必要がある場合には、会員に参考となるべき資料の提出を命じ、かつ、その事情の説明を求めることができる。

3 本所は、前二項に関し、必要があると認めるときは、本所の職員をして会員の事務所又は営業所に立ち入り、又はその帳簿、書類その他業務に係るのある物件を監査させることができる。

4 会員は、前各項の規定による提出命令及び監査を、正当な理由なくして拒否してはならない。



### 第 3 章 会 員 の 加 入

#### (会員の加入の申込み)

第 25 条 本所の会員になろうとする者は、本所が作成した加入申込証に、住所、氏名又は商号若しくは名称及びその引き受けるべき出資口数及び本所に於いて取引しようとする商品市場を記載してこれに署名し、本所に提出しなければならない。

2 前項の加入申込証には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当することを誓約する書面

(2) 会員 3 人以上の紹介があったことを証する書面。ただし理事会が必要でないと認めるときは、この限りでない。

(3) 法人であるときは、当該法人の定款又はこれに代わる書面及び登記事項証明書又はこれに代わる書面、役員の名、当該法人が第 8 条第 1 項第 2 号から第 15 号までの規定に該当しないことを誓約する書面、会社法第 435 条第 2 項に基づき作成する計算書類等（以下「計算書類等」という。）若しくは、金融商品取引法第 24 条に規定する有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）又は第 9 条第 7 項に規定する純資産額調書（定額会費の負担について親会社の保証を受けている者にあつては、当該親会社の保証書面及び純資産額調書を含む。）

(4) 個人であるときは、その者（その者に法定代理人があるときは、その者及び法定代理人とする。）の履歴書及び住民票の写し等、官公署の証明書、その者が第 8 条第 1 項第 1 号から第 11 号まで及び第 13 号から第 15 号に該当しないことを誓約する書面並びに第 9 条第 7 項に規定する貸借対照表、損益計算書等及び純資産額調書

(5) その他本所が必要と認めた書面

3 前項の純資産額調書は、加入申込証の提出日前 30 日以内の日の現在において作成したものでなければならない。

4 法人が会員になろうとするときは、第 1 項の加入申込証に第 13 条第 1 項に規定する本所に対する代表者の選任届を添付しなければならない。

#### (会員加入の承認)

第 26 条 本所は、加入申込証及びその添付書類を受理したときは、理事会の議を経てその資格の有無を判定した上でその加入を承認するか否かを決定しなければならない。

2 前項において、理事会は、会員になろうとする者又はその利害関係者の出頭を求めて、その証言又は意見を聴取することができる。

第 27 条 (削 除)

(会員加入の手続等)

第 28 条 会員加入の承認を受けた者は、承認を受けた日から 7 日以内に本所に出資金及び加入金を納入し、信託金を預託しなければならない。

2 本所は、前項の手続を完了した者に対し、会員の証として会員証書を交付する。

3 会員は、本所を脱退するときは、前項の会員証書を本所に返還しなければならない。

(会員としての資格の取得)

第 29 条 会員加入の承認を受けた者は、その引き受けた出資金及び加入金の全額を本所に納入したとき、又は会員の持分の全部若しくは一部を譲り受けたときに会員となる。

## 第 4 章 会員の脱退及び持分の譲渡

### (任意脱退)

第 30 条 会員は、30 日前までに理事長に予告して、本所を脱退することができる。

- 2 脱退を予告した会員は、その予告期間内は本所におけるその取引の決済を結了する目的の範囲内においてのみ取引を行うことができる。

### 第 31 条 (削 除)

### (当然脱退)

第 32 条 会員は、第 30 条第 1 項及び第 50 条第 1 項に規定する場合のほか、次の事由により脱退する。

- (1) 第 7 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなったこと。
- (2) その者が取引をする本所の商品市場のすべてが法第 70 条の規定により閉鎖されたこと。
- (3) 持分全部の譲渡又は持分全部を承継させたこと
- (4) 死亡又は解散
- (5) 除 名

### (会員の持分譲渡及び譲受の申請)

第 33 条 会員が会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲渡しようとするときは、本所が別に定める様式により、譲渡人は持分譲渡承認申請書及び添付すべき書類を、譲受人は持分譲受承認申請書及び添付すべき書類を、本所に提出しなければならない。

### (持分の譲渡及び譲受の承認)

第 34 条 本所は、前条の持分譲渡承認申請書、持分譲受承認申請書及びその添付書類を受理したときは、理事会の議を経てその資格の有無を判定した上でその持分の譲渡及び譲受を承認するか否かを決定しなければならない。

- 2 前項において、理事会は、持分譲渡承認申請者又は持分譲受承認申請者その他の利害関係者の出頭を求めて、その証言又は意見を聴取することができる。

### (持分譲渡申請会員の取引の結了)

第 35 条 持分全部の譲渡承認を申請した会員は、本所の承認を得た場合を除き、第 33 条の申請後 7 日以内に一切の取引を結了しなければならない。

- 2 本所は、前項の承認をする場合には、取引の結了について期限を付することができる。

- 3 ただし、第1項の持分全部の譲渡承認を申請した会員が、商品先物取引業を営むことについて法第190条第1項の許可を受けた本所の会員（以下「受託会員」という。）であって、第57条第2項第2号の認可に係る申請を行った場合には、前二項を適用しないものとする。

#### 第36条（削除）

#### 第37条（削除）

##### （持分譲受人の会員加入）

第38条 持分譲受の承認を受けた者（現に会員たる者を除く。）は、第25条及び第28条の規定に準じ加入の手続を行うものとする。この場合において、出資金及び加入金はこれを納入する必要がない。

- 2 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利及び義務を承継する。

##### （持分の払戻し）

第39条 脱退した会員は、持分払戻請求書を理事長に提出し、理事会の承認を得て、その持分の全部又は一部の払戻しを受けることができる。

- 2 前項の持分は、前項の会員が脱退した日の属する月の前月末日における本所の純資産額を本所の全出資口数で除した金額に当該会員の出資口数を乗じて算出した金額とする。
- 3 前項の純資産額は、理事会がこれを定める。
- 4 第2項の持分を計算するに当たり本所の財産をもってその債務を完済することができないときは、第30条の規定により脱退した会員に対し、本所の負債額を全出資口数で除した金額に当該会員の出資口数を乗じて算出した損失額の払込みを請求することができる。
- 5 第1項又は前項の規定による請求権は、脱退後2年間行わないときは、時効によって消滅する。
- 6 脱退した会員が本所に対する債務を完済するまでは、本所は、持分の払戻しを停止することができる。

##### （脱退会員の債務弁済）

第40条 本所は、脱退した会員が本所から払戻し又は交付を受ける金額（信託金を除く。）をもって本所に対する一切の債務の弁済に充て、なお残余があるときは、本所の商品市場における取引に基づく他の会員に対する債務の弁済に充てるものとする。

- 2 前項の債務中、その金額未定のものがあるときは、その確定に至るまで、本所は、理事会が適当と認める金額を留保することができる。

(脱退会員の持分等に対する優先順位)

第 41 条 本所は、脱退した会員が本所から払戻し又は交付を受ける金額（信認金を除く。）をもって、前条の債務の全額を弁済することができない場合において、信認金から委託者及び他の会員に対する債務を優先弁済した後なお残余があるときは、前条の債務の支払いに充てるものとする。

(脱退会員の持分等の払戻し)

第 42 条 本所は、脱退した会員が本所から払戻し又は交付を受ける金額については、第 40 条及び前条の規定による一切の債務を弁済させて残余があるときは、これを本人又は一般承継人に払い戻し、又は交付する。

2 第 22 条ただし書きに該当する場合であつて、委託者保護基金が当該担保権を行使したときは、本所は、前項に規定する金額を委託者保護基金に交付する。

(信認金の優先弁済)

第 43 条 受託会員に対して本所の商品市場における取引を委託した者は、その委託により生じた債権に関し、当該商品市場についての当該受託会員の信認金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 前項の優先弁済を受ける権利が互いに競合するときは、会員でない委託者の有する権利は、会員である委託者の有する権利に対し優先する。

(持分払戻しの制限)

第 44 条 本所は、第 39 条第 2 項の規定による金額を払い戻すため、本所の財産を取り崩すことにより本所の業務に直ちに支障をきたすおそれがあるときは、総会の決議に基づいて、60 日を超えない日までの期限を定めてその払戻しを停止することができる。

(持分の承継)

第 45 条 会員が死亡した場合において、その相続人又は受遺者（以下この条において「相続人等」という。）が会員であるときは、その者は、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を本所に通知しなければならない。

2 会員が死亡した場合において、相続人等が会員たる資格を有する者であるときは、その者は、3 月以内に加入につき本所の承認を得て、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継することができる。

3 前項の規定により、相続人等が被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継したときは、その者は、被承継人の死亡の時に於いて会員になったものとみなす。

4 第1項又は第2項の場合において、相続人等が数人あるときは、その相続人等全員の同意をもって選定された1人の相続人等に対してのみ、第1項又は第2項の規定を適用する。

(取引に係る権利及び義務の承継)

第46条 前条第1項又は第2項の規定により会員の持分並びにその持分についての権利及び義務を承継した者は、当該会員が本所の商品市場においてした取引に係る権利及び義務を承継する。

(会員たる地位の承継)

第47条 会員につき合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

2 次の各号のいずれかに該当する会員(受託会員を除く。)は、第33条、第34条及び第38条の規定に準じ、本所の承認手続きを行うものとする。ただし、この場合において、「譲渡人」とあるのは「新設分割をする法人又は吸収分割をする法人」と、「譲受人」とあるのは、「承継人(新設分割により設立される法人又は吸収分割により承継する法人)」と読み替えるものとする。また、持分の一部の承継の場合に係る第38条第1項後段の規定は適用しないものとする。

(1) 会員が新設分割により設立される法人に、持分の全部又は一部を承継させようとするとき。

(2) 会員が吸収分割により承継する法人に、持分の全部又は一部を承継させようとするとき。

3 前項の承認を受けたときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者は、その会員たる地位を承継するものとする。

(1) 新設分割により設立される法人

(2) 吸収分割により承継する法人

4 第1項の規定により会員たる地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を本所に届け出なければならない。

(持分の調整)

第48条 本所は、本所の会員間の合併その他理事会が定める場合において持分の調整をする必要があると認めるときは、当該会員に対しその持分の一部を払い戻すことができる。

2 前項の払戻しの方法は、第39条の規定を準用する。

(持分の共有禁止)

第49条 会員は、持分を共有することができない。

(持分の差押えによる脱退)

第 50 条 会員の持分を差し押さえた債権者は、本所に対し、その会員を脱退させることを請求することができる。

2 前項の手続は、債権者が本所及び当該会員に対し 30 日前までに書面をもって予告しなければならない。

(脱退前にした取引の決済の結了)

第 51 条 本所は、会員が脱退した場合において、その会員が本所の商品市場における取引の決済を結了していないときは、第 45 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 47 条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継した者（以下この条において「承継者」という。）をして 1 月以内に当該取引の決済を結了させる。

2 本所は、前項の場合において、本人又はその承継者をして取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、他の会員（本所の当該商品市場において取引をすることができる他の会員に限る。以下この条及び第 62 条において同じ。）を指定して本人又はその承継者に代わり当該取引の決済を結了させる。

3 前二項の場合においては、本人又はその承継者（会員であるものを除く。）は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、会員とみなす。

4 第 2 項の規定により本所が他の会員をして当該取引の決済を結了させるときは、本人又はその承継者と当該会員との間には委任契約が成立しているものとみなす。

5 本所は、第 1 項及び第 2 項の場合において、その取引の決済が結了するまでは、本人又はその承継者に対する信託金の返還を停止する。

## 第 5 章 受 託 会 員

### 第 52 条 (削 除)

(受託会員の定数)

第 53 条 受託会員の数の最高限度は、次のとおりとする。

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 農産物市場      | 65 名 |
| (2) 水産物市場      | 60 名 |
| (3) 砂糖市場       | 60 名 |
| (4) 農産物・飼料指数市場 | 60 名 |

(受託会員の申込み)

第 54 条 法第 190 条第 1 項の許可を受け、本所の商品市場における取引の委託を受けようとする会員は、本所に、受託会員の申込書を提出し、本所の承認を受けなければならない。

(会員加入申込者が受託に係る取引を行う場合)

第 55 条 本所は、第 25 条の加入申込者が本所の商品市場における取引の委託を受けようとする者であるときは、前条及び第 26 条の審査、承認を行うものとする。

(受託会員に係る申込みが競合した場合の優先順位)

第 56 条 本所は、前二条の申込みが競合したときは次の順位により、審査、決定を行うものとする。

- (1) 商品先物取引業（法第 2 条第 22 項第 1 号に規定する行為に限る。）を廃止しようとする受託会員から事業譲渡を受けた者
- (2) 当該申込みに係る商品市場の会員となった日の早い者
- (3) 前号の日が同一であるときは、抽選により定める。

(届出事項)

第 57 条 受託会員は、第 10 条第 1 項及び第 2 項に掲げる場合に該当するに至ったときのほか、本所が別に定める場合に該当するに至ったときは、書面をもって、本所に届け出なければならない。

- 2 受託会員は、次の各号のいずれかに係る農林水産大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その旨を本所に届け出なければならない。ただし、当該受託会員が当該認可を受けることにより、受託会員の地位を承継する者がある場合には、あらかじめ、その地位を承継する者について届け出るものとする。



- (1) 法第 225 条第 1 項で定める合併又は分割の認可
  - (2) 法第 228 条第 1 項で定める事業譲渡の認可
- 3 前項の認可を受けたときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者（受託会員である場合を除く。）は、法第 190 条第 1 項の許可を受けたものとみなし、その受託会員の地位を承継するものとする。
- (1) 合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社
  - (2) 新設分割により設立される株式会社
  - (3) 吸収分割により商品先物取引業（法第 2 条第 22 項第 1 号に規定する行為に限る。）の全部又は一部を承継する株式会社
  - (4) 事業譲渡により商品先物取引業（法第 2 条第 22 項第 1 号に規定する行為に限る。）の全部又は一部を譲り受ける株式会社
- 4 本所の商品市場の全部又は一部の商品先物取引業（法第 2 条第 22 項第 1 号に規定する行為に限る。）を廃止しようとするときは、書面をもって、本所に届け出るものとする。この場合においては、第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用するものとする。

(帳簿の区分経理)

- 第 58 条 受託会員は、施行規則第 113 条第 1 項第 2 号の帳簿（商品デリバティブ日記帳を除く。以下、この条において同じ。）について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引及び商品市場における取引等（法第 2 条第 21 項第 1 号に掲げるもの（商品清算取引を除く。）又は第 3 号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引と商品市場における取引等（同項第 2 号又は第 4 号に規定する取次ぎに限る。）の受託に係る取引について、区分経理しなければならない。
- 2 施行規則第 113 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の帳簿は、同条第 1 項の規定により作成し、当該受託会員の本店、支店その他の営業所又は事務所に備え置き、かつ、同条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 1 号に掲げるものについては 5 年間、同条第 1 項第 2 号に掲げるものについては 10 年間（注文伝票にあっては 7 年間）、それぞれ保存しなければならない。ただし、帳簿による保存を施行規則第 114 条に規定する電磁的方法による保存に代えることができる。

(監査指導)

- 第 59 条 本所は、受託会員の財産の状況並びに商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受ける業務の運営について、本所が別に定めるところにより提出のあった書面を精査し、又は、必要に応じて、機動的・重点的に受託会員の本店、支店その他の営業所又は事務所に立ち入り、監査指導を行うものとする。
- 2 受託会員は、正当な理由なくして前項の監査指導を拒否してはならない。
- 3 本所は、受託会員の財産、経理の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、

当該受託会員に対し、公認会計士による監査証明を求めることができる。

(業務及び資産の改善のための指示)

第 60 条 本所は、本所の商品市場の秩序を維持又は委託者の保護のため必要かつ適当と認めるときは、その必要の限度において、受託会員に対し、財産の状況又は商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受ける業務の運営の改善に必要な措置を講じることができる。

2 本所は、農林水産大臣が受託会員に対し法第 232 条第 1 項の規定により財産の状況又は商品先物取引業の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命じたときは、当該受託会員に対して当該措置をとるために必要な指示をし、又は当該措置に係る報告の徴収をすることができる。

(兼業業務又は支配関係法人の業務に対する勧告改善措置等)

第 61 条 本所は、受託会員の商品先物取引業の健全な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該受託会員に対し、兼業業務（法第 196 条第 1 項に規定する兼業業務をいう。）又は支配関係法人（法第 196 条第 2 項に規定する支配関係を持っている法人をいう。）の業務に関し監査するほか、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(受託会員の取引の決済の結了)

第 62 条 第 51 条の規定は、受託会員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合における当該受託会員であった者について準用する。

(1) 法第 235 条第 3 項又は法第 236 条第 1 項の規定により法第 190 条第 1 項の許可を取り消されたとき。

(2) 法第 190 条第 2 項又は法第 197 条第 2 項（同条第 1 項第 1 号から第 4 号まで（同項第 2 号にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品先物取引業を行わない場合の当該合併に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により法第 190 条第 1 項の許可が効力を失ったとき。

(3) 本所の商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受ける業務の全部又は一部を廃止したとき。

(4) 第 57 条第 4 項の届出を行ったとき。

2 前項各号に掲げる場合において、当該受託会員であった者は、委託者の計算による本所

の商品市場における取引の決済を結了する目的の範囲内において、受託会員とみなす。

3 第 1 項において準用する第 51 条第 1 項又は第 2 項の規定により本所が他の会員をして当該取引の決済を結了させるときは、当該会員と当該取引の委託者との間には委任契約が成立しているものとみなす。

## 第 6 章 総 会

(通常総会及び臨時総会)

第 63 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に、理事長がこれを招集する。ただし、法第 59 条第 6 項による通常総会は、監事が招集する。
- 3 臨時総会は、法第 59 条第 2 項及び第 3 項に規定する場合に、理事長がこれを招集する。ただし、法第 59 条第 6 項に規定する場合には監事が、法第 59 条第 7 項に規定する場合には会員が、これを招集する。

(総会招集の手続)

- 第 64 条 総会の招集は、少なくとも会日の 10 日前までに、各会員に対して、書面をもってその日時、場所及び会議の目的たる事項を通知して行う。
- 2 臨時総会を緊急に招集する必要がある場合には、前項の規定による通知は、会日の 2 日前までに行えばよいものとする。
  - 3 法第 59 条第 3 項の規定による会員の請求した臨時総会は、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集する。

(総会の決議事項)

第 65 条 次の各号に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び損失処理案の承認
- (3) 事業計画案及び収支予算案の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 加入金の額及び徴収方法
- (6) 経費の賦課及び徴収方法
- (7) 解散
- (8) 合併
- (9) 会員の除名（法第 99 条第 5 項の規定によって除名する場合及び法第 160 条第 1 項の規定による農林水産大臣の命令によって除名する場合を除く。）
- (10) その他定款又は業務規程で定めてある事項

(総会の議決権及び選挙権の行使)

- 第 66 条 会員は、出資口数にかかわらず、各自 1 個の議決権及び役員選挙権を有する。
- 2 総会の議事は、第 68 条に定める場合のほか、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 会員は、第 64 条第 1 項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。この場合においては、その会員の役員又は使用人若しくは他の会員でなければ代理人となることができない。
- 4 前項の規定により、議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。
- 5 前項の代理人は、代理権を証する書面を本所に提出しなければならない。

(緊急議案)

第 67 条 総会においては、総会員の 3 分の 1 以上の会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）が出席し、その出席した会員の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 64 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても決議することができる。

(総会の特別決議)

第 68 条 第 65 条第 1 項第 1 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の事項は、会員の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を経なければならない

(総会の議長)

第 69 条 議長は、総会において選任する。

- 2 議長は、会員として総会の決議に加わる権利を有しない。

(総会の延期又は続行)

第 70 条 総会は、出席した会員の半数以上の決議により、これを延期し、又は続行することができる。

- 2 前項の規定により、総会を延期し、又は続行する場合には、第 64 条の規定による通知はこれを行わない。

(総会の議事録)

第 71 条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、議長並びに出席した理事及び出席した監事がこれに署名するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及びその場所
- (2) 会員数及びその出席者数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 決議した事項
- (5) 法第 48 条第 3 項による監事の意見の概要
- (6) 出席した理事長、理事又は監事の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 議事録の作成に係る職務を行った理事長又は理事の氏名

## 第 7 章 機 関

### (役 員)

第 72 条 本所に次の役員を置く。

理事長	1 人
理 事	5 人以上 15 人以内
監 事	2 人以上 4 人以内

- 2 理事長は、前項に定める理事のほか、会員（その役員を含む。）及び会員の従業員以外の者のうちから、第 79 条の規定に基づき会員により選挙された理事の過半数の同意を得て、理事 2 人以内を選任することができる。

### (理 事 長)

第 73 条 理事長は、本所を代表し、その事務を総理する。

### (副理事長)

第 74 条 本所は、理事の互選により副理事長を置くことができる。

- 2 副理事長は、本所を代表して理事長を補佐し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

### (専務理事及び常務理事)

第 75 条 本所は、理事の互選により専務理事 1 人及び常務理事 2 人以内を置くことができる。

- 2 専務理事及び常務理事は、本所を代表し、理事長を補佐して常務を執行し、理事長及び副理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときにはその職務を行う。
- 3 前項の場合において、その職務を代理し、又はその職務を執行する順位は、専務理事、常務理事の順とする。

### (理 事)

第 76 条 理事は、理事長を補佐して本所の事務を掌理し、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときにはあらかじめ定めた順位によりその職務を代理し、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事が欠員のときにはその職務を行う。

### (監 事)

第 77 条 監事は、本所の事務を監査する。

- 2 監事は、いつでも理事長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は本所の事務及

び財産の状況を調査することができる。

- 3 監事は、理事長が総会に提出しようとする書類を調査し、総会にその意見を報告しなければならない。

(役員の欠格条件)

第 78 条 第 8 条第 1 項第 1 号から第 15 号までのいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 2 役員が前項に規定する者に該当することとなったときは、その職を失う。

(役員を選任)

第 79 条 役員は、第 72 条第 2 項の規定により選任される理事を除き、総会において、会員が無記名投票によって選挙する。ただし、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の承認を得たときは、他の方法により選挙することができる。

(役員任期)

第 80 条 役員任期は、就任の日から就任の日の属する事業年度の翌々事業年度に行われる通常総会までとする。

- 2 役員は、再選されることができる。

(補欠選挙)

第 81 条 役員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行わなければならない。ただし、その欠員が法定数を欠かず、理事会が業務執行上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 補欠選挙によって選ばれた役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任の請求)

第 82 条 会員は、総会員の 5 分の 1 以上の連署をもって、役員解任を請求することができる。この場合において、その請求につき、総会員の半数以上が出席する総会において、出席会員の 3 分の 2 以上の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

- 2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは業務規程に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による解任の請求があったときは、理事長は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から 10 日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

5 第 63 条第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 63 条第 3 項中「法第 59 条第 2 項及び第 3 項」とあるのは「法第 59 条第 3 項」と読み替えるものとする。

(役員兼職禁止)

第 83 条 役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めることができない。

2 理事長又は理事は監事を、監事は理事長、理事又は本所の使用人を兼ねることができない。

3 常勤理事が本所の業務以外の業務に従事しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

(役員報酬)

第 84 条 役員に対する報酬は、総会においてその総額を定める。ただし、会員のうちから選挙された役員は、総会において当該役員について特に承認を得た場合を除き無報酬とする。

(役員及び使用人等の秘密保持の義務)

第 85 条 本所の役員若しくは使用人又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第 86 条 本所が理事長又は理事と契約するときは、監事が本所を代表する。本所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(相談役、顧問)

第 87 条 本所は、必要があると認めるときは、相談役又は顧問を置くことができる。

2 相談役は、本所の役員の前歴を有する者のうちから、理事会の同意を得て、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会員でない学識経験者のうちから、理事会の同意を得て理事長がこれを委嘱する。



## 第 8 章 理事会、委員会及び鑑定人会

### (理 事 会)

第 88 条 理事会は、理事長及び理事全員をもってこれを組織する。

- 2 理事会は、本所の管理、会員の業務の規制、本所の目的及び福祉の達成推進に必要な一切の権限を有し、かつ、その権限を行使することについて適当と認める規定を定め、必要と認める命令若しくは指令を発し、又は決定することができる。
- 3 特別の規定のある場合を除き、理事会の定足数は、全理事の過半数とし、議事は、出席理事の過半数により決定する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事長及び理事は、自己に特別の利害関係のある事項の決議に参加することができない。

### (理事会の招集)

第 89 条 理事長は、毎月 1 回定例理事会を招集する。

- 2 前項に規定する場合のほか、理事長が必要があると認めたときは、理事会を招集することができる。
- 3 理事長は、理事の全員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、緊急の必要があると認めたとき、又は状況により理事会を招集することができないと認めたときは、書面によって決議することができる。
- 5 理事長は、理事会の議長となる。

### (理事会の決議事項)

第 90 条 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 会員の加入、持分の譲渡及び譲受に関する事項
- (3) 会員に対する過怠金の賦課及び取引の制限、停止又はその解除（第 114 条の規定により処分を行う場合を除く。）
- (4) 取引証拠金に関する事項
- (5) 定款、業務規程、受託契約準則、市場取引監視委員会規程及び紛争処理規程並びにその他の規則の制定又は改廃
- (6) 財産保管に関する事項（金融機関の指定を含む。）
- (7) その他定款、業務規程、受託契約準則、市場取引監視委員会規程及び紛争処理規程に定めてある事項

(理事会の議事録)

第 91 条 理事会の議事については、第 71 条の規定に準じて議事録を作成し、これに議長及び署名人として選任された理事が記名押印しなければならない。

(諮問委員会)

第 92 条 本所は、第 106 条及び第 138 条に規定する委員会の他、必要に応じて諮問委員会を設けることができる。

2 諮問委員会は、本所の商品市場の運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 この定款に定めるほか、諮問委員会の組織及び権限に関する事項その他諮問に関し必要な事項は、理事会において定める諮問委員会規則による。

第 93 条～第 99 条 (削 除)

第 100 条 (削 除)

第 101 条～第 103 条 (削 除)

(鑑定人会)

第 104 条 本所に、現物先物取引に係る商品の品質を鑑定するため、鑑定人会を置く。

2 鑑定人会の組織及び権限に関する事項その他鑑定に必要な事項は、理事会において定める鑑定人会規則による。

第 105 条 (削 除)

## 第 9 章 市場取引監視委員会

(市場取引監視委員会)

第 106 条 本所は、本所の商品市場における取引の公正の確保を図るため、本所の商品市場における取引について監視することを目的として市場取引監視委員会を設ける。

(市場取引監視委員会規程)

第 107 条 この定款に定めるほか、市場取引監視委員会の組織及び権限に関する事項その他市場取引監視に必要な事項は、市場取引監視委員会規程をもって定める。

## 第 10 章 会員に対する制裁

(会員の処分)

第 108 条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に対し当該各号に掲げる処分を行う。

- (1) 本所の商品市場における他の会員との契約を履行しないときは、6月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。
- (2) 会費、信託金その他本所に納入し、又は預託しなければならない金銭、充用有価証券又は充用倉荷証券を本所の定める時限までに納入又は預託しないときは、6月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名とする。
- (3) 信託金又は持分について、租税滞納処分を受け、若しくはその例によって処分を受け、又は裁判所から差押若しくは仮差押を受けた場合において、本所の指定する金額を指定の時限までに預託しないときは、6月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。
- (4) 本所の商品市場における取引について、他人に名義を貸与したときは、1億円以下の過怠金を科し、若しくは6月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。
- (5) 本所の商品市場における取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他本所の取引システムの正常な稼動を妨げる行為をし、又は他の会員の取引を著しく妨げたときは、1億円以下の過怠金を科し、若しくは6月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。
- (6) 銀行取引の停止処分を受けた場合は、6月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。
- (7) 純資産額を偽って表示したときは、1億円以下の過怠金を科し、若しくは6月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。
- (8) 本所が会員に対し正当な理由のもとに帳簿その他の書類又は報告書の提出を命じ、又は本人若しくはその使用人の出頭を命じた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、又は虚偽の帳簿その他の書類又は報告書を提出したときは、1億円以下の過怠金を科し、若しくは6月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。
- (9) 本所の命令、指令、定款等の変更の請求若しくは決定した事項を遵守せず又は正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1億円以下の過怠金を科し、若しくは6月

以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。

(10) 取引の信義則に背反する行為又は本所若しくは本所の会員の信用を傷つける行為をしたときは、1億円以下の過怠金を科し、若しくは6月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。

(11) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令若しくは定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程その他本所の定める規則の規定に違反したとき又はこれらの規定に基づく処分違反したときは、1億円以下の過怠金を科し、若しくは6月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。

2 本所は、前項において取引の停止若しくは制限を命じ、又は過怠金を科することとなった場合、当該処分とともに期日を定めて前項各号に該当する行為によって招来された状態を除去するための処置をとることを命ずることができる。

3 本所は、前項の場合において、期日までに命ぜられた処置をとらなかったときは、除名することができる。

4 会員は、その使用人の行為により会員が第1項各号の規定に該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故をもってその責めを免れることはできない。

5 第1項の処分については、過怠金の賦課及び取引の停止又は制限をそれぞれ併科することができる。

6 本所は、第1項又は第3項の規定に基づき全部若しくは一部の商品市場における取引の停止若しくは制限又は除名の処分を受けることとなる会員について、清算機構に第111条の通知と同時に当該会員の氏名又は商号若しくは名称、当該処分の内容並びに当該処分を行うに至った事由及び経過の概要を通知し、当該会員が他の商品取引所の会員であるときは、当該他の商品取引所に同様の通知をするものとする。

(取引の信義則に背反する行為)

第109条 取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 不公正な取引又は受託を行うこと。
- (2) 信用の保持を欠くこと。
- (3) 委託者保護に欠ける行為を行うこと。
- (4) 不注意又は怠慢な取引若しくは受託を行うこと。

(弁明の機会)

第110条 本所は、第108条の規定に基づき会員に対し処分を行う場合には、その会員に対してあらかじめその旨を通知し、その処分を決定する総会又は理事会において弁明する機会を与えなければならない。ただし、会員が陳述書を提出したときは、その提出を

もって弁明に代えることができる。

- 2 前項の場合において会員の除名については、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を記載した書面を送付するものとする。
- 3 第1項の場合において、弁明の機会が与えられた会員が、正当な理由なくして総会又は理事会に出席しないときは、第1項の規定にかかわらず、その処分を決定することができる。

#### (処分の通知)

第111条 本所は、第108条の規定に基づき、処分を決定したときは、遅滞なく、その旨書面をもって当該会員に通知するものとする。

#### (処分に対する解除申請)

- 第112条 第108条第1項の規定に基づき全部若しくは一部の商品市場における取引の停止又は制限の処分を受けた会員が同条第2項の規定に基づき命ぜられた処置を期日までにとったときは、その事実を証する書面を添えてその解除を申請することができる。
- 2 本所は、前項の申請があった場合において、その申請が妥当であると認めるときは、理事会の決議により当該処分を将来に向かって解除し、又は軽減することができる。
  - 3 第108条第6項及び前条の規定は、前項の規定に基づき取引の停止又は制限の処分を解除又は軽減した場合について準用する。

#### (除名)

第113条 会員の除名は、第9条第5項の規定によってする場合及び農林水産大臣の命令によってする場合を除くほか、第68条の規定による総会の特別決議によって、これをする。

#### (処分の特例)

- 第114条 理事長は、第108条第1項の規定にかかわらず、会員が他の商品取引所において取引を停止し、又は制限する処分を受けることとなった場合には、当該処分の範囲内において処分し、又は1億円以下の過怠金を科すことができる。
- 2 理事長は、第108条第1項の規定にかかわらず、会員が清算機構から清算資格の取消し又は債務の引き受けの全部又は一部の停止の処分を受けることとなった場合には、当該処分を斟酌の上、当該会員に対し6月以内の期間を定めて全部又は一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は1億円以下の過怠金を科すことができる。
  - 3 理事長は、前項の規定に基づき取引を停止し、又は制限する処分を行った場合において、他の商品取引所又は清算機構から第112条第3項において準用する第108条第6項の通知と同様の通知を受理したときは、当該会員に行った処分を解除又は軽減すること

ができる。

- 4 理事長は、第1項の規定によるもののほか、会員が法第232条第2項、法第235条第2項又は法第236条第1項の規定に基づいて農林水産大臣から取引若しくは商品先物取引業の停止を命じられた場合には、当該処分を斟酌の上、当該会員に対し6月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限することができる。
- 5 理事長は、第1項の規定によるもののほか、法第160条の規定に基づき、農林水産大臣から会員を除名すべき旨又は6月以内の期間を定めて当該会員の本所の商品市場における取引を停止すべき旨の命令があったときは、当該命令に基づき当該会員を処分する
- 6 理事長は、当該会員に対し、遅滞なく、前各項の処分を行う旨を通知するものとする。

## 第 11 章 商品市場における取引

(取引資格)

第 115 条 本所の開設する商品市場における取引は、本所の会員であって、商品市場ごとに次の各号に掲げるものでなければすることができない。ただし、取引しようとする市場の清算参加者又は当該市場における取引について指定清算参加者を指定している非清算参加者に限る。

- (1) 当該商品市場に係る上場商品構成物品等の売買等を業として行っている者又はこれらの者が構成員の過半数を占める団体
  - (2) 商品先物取引業者
  - (3) 第 7 条第 1 項第 3 号から第 6 号に定める要件に該当するもの
- 2 本所の会員が本所の定める日時までに次の各号のいずれかに該当することとなったとき、当該会員（以下この条において「違約者」という。）は、本所の商品市場において取引をすることができない。ただし、違約処理を行うため本所が必要と認めた取引については、この限りでない。
- (1) 信託金を預託しないとき。
  - (2) 会費、その他本所に納入又は預託すべき金銭を納入又は預託しないとき。
- 3 本所の会員が次の各号のいずれかに該当することとなったとき、本所は、当該会員を違約者とみなし、前項の規定を適用する。
- (1) 破産の手続き開始の決定を受けたとき。
  - (2) 他の商品取引所において違約者となったとき。
  - (3) 清算機構において支払不能となったとき。
  - (4) 第 10 条第 1 項第 2 号の届出があったとき。
- 4 前二項の規定により非清算参加者の指定清算参加者が違約者となったときは、当該非清算参加者を違約者とみなし第 2 項の規定を適用する。ただし、当該非清算参加者が直ちに他の指定清算参加者を指定した場合その他本所が特に違約者とする必要がないと認められたときは、この限りでない。
- 5 本所は、指定清算参加者から、清算機構が定める清算受託契約に基づき非清算参加者が当該指定清算参加者に対する期限の利益を喪失したことをもって、当該非清算参加者の建玉の整理を行いたい旨の申出があり、本所が当該事実を確認したときは、当該非清算参加者を違約者とみなし第 2 項の規定を適用する。
- 6 本所は、第 2 項、第 3 項第 1 号及び第 4 号、第 4 項並びに第 5 項に該当することとなった会員が他の商品取引所の会員であるとき又は清算機構において清算資格を有する者であるときは、当該会員の氏名又は商号若しくは名称及びその内容を当該他の商品取引所及び清算機構へ通知するものとする。



(システム売買方式による取引等)

第 116 条 本所が設置する電子計算機等を利用した取引システムにおける売買注文入力装置（以下この条において「売買注文入力装置」という。）を会員の事務所内に設置した場合には、これによる売付け又は買付けの申出は、会員又は会員の役員若しくは使用人が行うものとする。

2 売買注文入力装置は、会員が本所の承認を受けて会員の事務所内に設置するものとし、本所は、必要があると認めるときは、その設置場所等について条件を付し、又は変更させることができる。

3 会員は、本所が定める売買注文入力装置の操作方法に従い、同装置を操作しなければならない。

4 会員は、売買注文入力装置の操作に関し、故意又は過失により本所の立会の円滑な執行を妨げてはならない。

5 会員は、当該会員の売買注文入力装置により行われた契約について、一切の責めに任じる。

(会員の委託)

第 117 条 会員は、受託会員に委託してその取引をすることができる。

(債務不履行による損害賠償)

第 118 条 会員が本所の商品市場における取引に基づく債務の不履行により他の会員又は清算機構に損害を与えたときは、その損害を受けた会員又は清算機構は、その損害を与えた会員の信託金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 第 43 条の規定による取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同条の信託金について、他の会員又は清算機構の権利に対して優先する。

(取引証拠金)

第 119 条 本所は、本所の商品市場における取引を確保するため、理事会の決議により取引受渡証拠金を定めるものとする。

2 前項で定める取引受渡証拠金は、清算機構において清算資格を有する者を経て、当該清算機構に預託するものとする。

(取引区分の虚偽の報告の禁止)

第 120 条 受託会員は、本所の商品市場における取引について、新規取引と仕切取引の区別又は委託取引と自己取引の区別を偽って、仕訳けをし、又は本所に報告してはならない。

(上場商品の格付)

第 121 条 本所は、上場商品の格付の方法、格付表その他格付に関する事項については、業務規程をもって定める。

2 会員は、本所が業務規程で定めるところにより行う格付に従わなければならない。

(取引の決済)

第 122 条 本所の商品市場における取引の決済は、清算機構が債務の引き受けを行う方法により行うものとする。

2 前項の清算機構において清算資格を有する者は、当該清算機構との間で取引の決済を行うものとし、清算資格を有しない者は、あらかじめ本所に届け出た当該清算機構の清算資格を有する者を通じて取引の決済を行うものとする。

3 前二項に規定する取引の決済の額は、業務規程の定めるところによるものとする

(仮装取引等をした者の損害賠償責任)

第 123 条 法第 116 条の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された対価の額又は約定数値により本所の商品市場における取引又はその委託をした者が当該取引又は委託について受けた損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が法第 116 条の規定に違反する行為があったことを知った時から 1 年間又は当該行為があった時から 3 年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(取引の停止の場合における取引の決済の結了)

第 124 条 第 51 条の規定は、会員の取引が停止された場合に準用する。

2 第 62 条の規定は、受託会員の取引の受託が停止された場合に準用する。

(未決済建玉の移管又は引継ぎ)

第 125 条 本所は、受託会員が本所の別に定める届出をしている場合であって、当該受託会員及び他の受託会員の双方からの申出に基づき本所が必要と認めたときは、当該受託会員の委託に係る建玉であって未決済のもの（以下「未決済建玉」という。）を他の受託会員へ移管することができるものとし、当該未決済建玉の移管を行わせることとなったときは、速やかに清算機構に通知するものとする。

2 本所は、受託会員が他の受託会員の取次者となる場合、かつ、本所が別に定める届出をしている場合であって、当該受託会員からの申出に基づき本所が必要と認めたときは、当該受託会員の未決済建玉を本所の商品市場における取引の委託の取次ぎを委託する者（以下「取次者」という。）の取次に係る建玉であって未決済のもの（以下「取次未決済建玉」という。）として他の受託会員へ引継ぐことができるものとし、当該引継ぎを行わ

せることとなったときは、速やかに清算機構に通知するものとする。

- 3 本所は、他の受託会員の取次者が受託会員となる場合、かつ、本所が別に定める届出をしている場合であって、当該取次者からの申出に基づき本所が必要と認めるときは、当該取次者の取次未決済玉を当該受託会員となる者の未決済建玉として引継ぐことができるものとし、当該引継ぎを行わせることとなったときは、速やかに清算機構に通知するものとする。

(業務規程)

第 126 条 本所の商品市場における取引に関する細則については、業務規程をもってこれを定める。

(受託契約準則)

第 127 条 本所の商品市場における取引の受託に関する細則については、受託契約準則をもってこれを定める。

## 第 12 章 計 算

### (基 本 金)

第 128 条 本所の基本金は、会員出資金の合計額とする。

### (出 資)

第 129 条 会員は、出資 1 口以上を持たなければならない。

- 2 出資は、金銭をもって全額を一時に払込まなければならない。
- 3 出資 1 口の金額は、10 万円とする。
- 4 本所の債務に対する会員の責任は、第 16 条の規定による経費の負担及び第 39 条第 4 項の規定による損失額の負担のほか、その出資額を限度とする。
- 5 会員は、出資の払込みについて、相殺をもって対抗することができない。
- 6 第 2 項の規定による出資の払込みは、払込みの期日及び方法を記載した書面で通知して行わせる。

### (加 入 金)

第 130 条 会員加入の承認を受けた者は、出資金とともに本所が総会の決議により定めた加入金を本所に納入しなければならない。

### (加入調整金)

第 131 条 本所は、会員加入の承認を行った場合又は会員が本所の商品市場について新たに受託会員になった場合、当該会員又は当該受託会員から商品市場ごとに加入調整金を徴収することができる。

- 2 加入調整金の額及びその徴収に関する事項は、理事会が定める。
- 3 第 1 項に規定する加入調整金を徴収する場合、会員又は受託会員が前項に規定する理事会の定めるところにより加入調整金を納入しなかったときは、これを納入するまで、本所は、その者に本所の当該商品市場における新規取引の停止を命ずる。
- 4 加入調整金については、第 108 条第 1 項第 2 号及び第 115 条第 2 項第 2 号の規定は適用しない。

### (脱退等調整金)

第 132 条 本所は、本所の会員又は受託会員間の合併その他理事会が定める場合において脱退等調整金を交付する必要があると認めるときは、当該会員又は当該受託会員に対し脱退等調整金を交付することができる。

- 2 前項の脱退等調整金の額、交付の要件その他脱退等調整金の交付に関する事項は、理事会が定める。

(残余財産の分配)

第 133 条 本所が解散する場合において、債権債務を決済した後、残余財産があるときは、解散決議当時の会員に、出資の口数に比例してこれを分配する。

(事業年度)

第 134 条 本所の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(損失てん補準備金、職員退職積立金、特別担保積立金、別途積立金)

第 135 条 本所は、毎事業年度末における総収入から総支出を差し引いた残額を剰余金とする。

- 2 本所は、前項の剰余金のうち 100 分の 10 以上を損失てん補準備金として、100 分の 10 以上を職員退職積立金として積み立てる。
- 3 本所は、必要があると認めるときは、前項の準備金、退職積立金のほか特別担保積立金及び別途積立金を積み立て、なお残余があるときは次期繰越金とする。
- 4 本所は、損失のてん補に充てる場合を除き、第 2 項の損失てん補準備金を支出することができない。
- 5 本所は、本所の商品市場における取引の違約により生ずる会員の損失の補てんに充てる場合その他必要があると認められる場合には、理事会が別に定めるところにより、第 3 項の特別担保積立金を取り崩すことができる。
- 6 本所は、前項の規定による違約損失の補てんをしたときは、当該違約会員に対し、求償権を有する。
- 7 前項の求償権の行使により得た財産は、特別担保積立金に繰り入れる。

(決算関係書類の提出、備置及び閲覧)

第 136 条 理事長は、通常総会の会日の 2 週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出しなければならない。

- 2 理事長は、通常総会の会日の 2 週間前の日から 5 年間までに、前項に規定する書類及びこれに対する監事の報告書を事務所に備え、会員の閲覧に供するものとする。

## 第 13 章 紛 争 の 仲 介

### (仲介の申出)

第 137 条 本所は、本所の商品市場における取引に関して会員の間又は受託会員と委託者との間に生じた紛争について、本所が行う商品市場における取引に関する紛争の処理は、法第 241 条に規定する商品先物取引協会が行う商品市場における取引等に関する紛争の処理以外の紛争の処理を行うこととし、当事者から仲介の申出があったときは、仲介を行うものとする。

- 2 前項の仲介の申出に係る紛争の一方の当事者となった会員は、本所の仲介に応じなければならない。
- 3 受託会員は、受託会員と委託者との間に生じた紛争について、本所の仲介に応ずる旨の委託者の同意がなければ、その申出をすることができない。

### (紛争仲介委員会)

第 138 条 本所は、本所の商品市場における取引に関して会員の間又は受託会員と委託者との間に生じた紛争の仲介を行うため、紛争仲介委員会を設ける。

- 2 紛争仲介委員会の委員は、5人以上10人以内とし、理事、会員及び学識経験者のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。この場合において、学識経験者のうちから委嘱された委員が過半数を占めなければならない。
- 3 委員長は学識経験者の委員のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (仲介に必要な調査)

第 139 条 本所は、本所の商品市場における取引に関して仲介を行う場合においては、当事者である会員に対し、仲介を行うために必要な事項について、調査をすることができる。

### (紛争の仲介に係る措置)

第 140 条 本所は、本所の商品市場における取引に関して会員に対し、仲介を適切に行う上で必要と認める指示、処分その他の措置をとることができる。

### (紛争処理規程)

第 141 条 この定款に定めるもののほか、紛争仲介委員会、仲介申出手続、仲介方法その他仲介に関し必要な事項は、紛争処理規程をもって定める。

## 第 14 章 雑 則

(解釈の疑義)

第 142 条 定款、業務規程、受託契約準則、市場取引監視委員会規程及び紛争処理規程の解釈に疑義があるときは、理事会の解釈に従う。

(補助規則)

第 143 条 本所は、本所の運営について必要があると認めるときは、理事会の議を経て、これに関する補助規則の作成又はその変更を行うことができる。

第 144 条 (削 除)

(天災地変等の場合における特別の措置)

第 145 条 本所は、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、会員が定款で定められた会費等の納入、その他義務を履行することが不可能又は著しく困難であると認めるに至ったときは、理事会の議を経て、その原因が軽減又は除去されたと認められた時まで、当該義務の履行を延期する等の特別の措置をとることができる。

## 附 則

### (施行日)

第1条 平成11年3月25日開催の臨時総会において決議したこの変更後の定款（以下「新定款」という。）は、農林水産大臣の認可の日（平成11年4月1日）から施行する。

第2条 新定款施行前の定款（以下「旧定款」という。）は、新定款施行の日から廃止する。

### (効力の特例)

第3条 新定款施行の際、旧定款に基づきなされた事項で効力を有するものは、新定款の相当規定に基づきなされたものとみなす。ただし、旧定款第113条第2項第5号に規定する取引所税の預託に関する規定の適用については、平成11年3月31日までの取引に係る額を本所に預託すべき所定の日時までの間は、なお従前の例によるものとする。

### (会員の持分に関する特例)

第4条 平成5年10月1日（この条において「合併」という。）の前日における大阪穀物取引所所有の土地に係る会員の持分は、合併の日の前日において同所の会員であった者（その者の当該土地に係る持分を承継した者その他理事会が特に認めた者を含む。この条において「旧大穀取会員等」という。）に限り認めるものとする。

2 第39条に規定する純資産額の計算については、別に理事会が定める日までは、前項の土地を除外して定めるものとする。

3 旧大穀取会員等が脱退した場合の持分の額は、前項に定める日までは、前項の規定によって決定された持分の額に、第1項の土地の評価額を旧大穀取会員等の全出資口数で除した金額に当該会員の出資口数を乗じて算出した金額を基準として理事会が決定した額を加えた額とする。

4 前三項の適用に伴う経理処理、前項の土地の評価方法及び財源等については、理事会においてこれを決定する。

5 第1項の土地の譲渡その他の処分をするには、総会の決議を経るほか、旧大穀取会員等のみによる決議を経なければならない。

6 第67条の規定は、前項の旧大穀取会員等のみによる決議について準用する。

### (相談役の特例)

第5条 新定款実施後、当分の間は、第86条第2項中「本所」とあるのは、「本所、旧大阪砂糖取引所及び旧神戸穀物商品取引所」と読み替えるものとする。



(会員の持分払戻しに関する特例)

第6条 平成9年4月1日(以下「合併の日」という。)の前日において神戸生絲取引所(この条において「旧神絲取」という。)の会員であった者が脱退した場合の持分の払戻しについては、第39条第1項の規定にかかわらず、次により算定された額を基準として理事会が決定した額とする。

(1) 次のイ又はロにより算定した額のいずれか低い額

イ 当該会員の出資金に200万円を加えた額

ロ 当該会員の出資金に、合併の日の前日における旧神絲取の純資産額(出資金及び退職給与積立金を除く。)から合併に係る旧神絲取の職員退職不足額等を控除して得た額に合併後の剰余金又は損失金に貢献度(市場別出来高率等を基に理事会が定めた率)を乗じて得た額を加減して算定した額を脱退時の旧神絲取の会員数で除して得た額を加えた額

(2) 合併の日以降10年経過後は、当該会員の出資金に前号のロにより算定した額を加えた額

2 旧神絲取の土地の譲渡その他の処分をするには、総会の決議を経るほか、残存する旧神絲取のみによる決議を経なければならない。

3 第67条の規定は、前項の旧神絲取会員のみによる決議について準用する。(注：平成12年3月21日開催の臨時総会において、持分計算方式の一本化を決議し第6条は失効)

(常設委員会等の委員の任期の特例)

第7条 合併の日以後において最初に委嘱される常設委員会及び紛争仲介委員会の委員の任期は、第92条第2項及び第145条第4項の規定にかかわらず、平成11年開催の通常総会終了後、理事会が定める日までとする。

附 則(平成12年3月21日)

平成12年3月21日開催の臨時総会において決議した第8条第1項及び同第8号、第9号、第11号並びに第10条第1項、第2項及び同第4号の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成12年4月1日)から実施する。

附 則(平成12年5月24日)

1 平成12年5月24日開催の通常総会において決議した第4条第1項第6号を削り第7号から第9号を順次繰り上げること及び第113条第2項第4号の規定の変更並びに第15章の章名及び第149条から第154条の規定の削除は、農林水産大臣の認可の日(平成12年6月23日)から施行し、平成12年7月1日から適用する。

2 従前の定款第149条に規定する商品取引責任準備預託金の積立及び預託に関する規定の運用については、平成12年6月30日までの取引に係る額を本所に預託すべき所定の日

時までの間は、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成 12 年 8 月 10 日）

平成 12 年 8 月 10 日開催の臨時総会において決議した第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 12 年 8 月 22 日）から施行し、平成 12 年 9 月 11 日に発会する新甫限月（2001 年 9 月限）より適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日）

平成 13 年 3 月 27 日開催の臨時総会において決議した第 3 条第 2 項、第 5 項及び第 7 条第 1 項第 1 号の規定の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 13 年 7 月 30 日）から実施する。

附 則（平成 13 年 5 月 29 日）

平成 13 年 5 月 29 日の通常総会において決議した第 19 条第 2 項第 8 号、第 157 条第 3 項、第 159 条、第 160 条、第 161 条、第 162 条、第 163 条、第 165 条、第 166 条、第 167 条、第 168 条第 1 項及び第 2 項、第 169 条の第 1 項の変更規定は農林水産大臣の認可の日（平成 13 年 7 月 12 日）から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 20 日）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 14 年 6 月 14 日）から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 27 日）

平成 15 年 3 月 27 日開催の臨時総会において決議した規定の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 15 年 8 月 1 日）から施行し、平成 15 年 8 月 1 日から実施する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日）

- 1 平成 17 年 3 月 29 日開催の臨時総会において決議した変更後のこの定款は、農林水産大臣の認可の日（平成 17 年 4 月 25 日）から施行し、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。
- 2 変更前の定款に基づく本所の未決済建玉に係る取引証拠金については、実施日の前営業日の未決済建玉について、変更後の定款に基づき適用されるものとする。
- 3 変更前の定款に基づく本所の未決済建玉に係る取引証拠金額は、新規建玉時点に遡って計算した預託額とするものとする。
- 4 変更前の定款に基づく本所の未決済建玉に係る帳入差金又は成立した現物先物取引に係る約定差金、オプション権利行使約定差金、成立したオプション取引に係る対価及び諸費用については、実施日の前営業日の未決済建玉又は成立した現物先物取引若しくはオプション取引について、変更後の定款に基づき適用されるものとする。

- 5 変更前の定款に基づく本所の未決済建玉に係る帳入差金又は成立した現物先物取引に係る約定差金、オプション権利行使約定差金、成立したオプション取引に係る対価及び諸費用については、その新規建玉日以降に発生したもののすべてについて、清算機構を通じて取引の決済が行われたものとみなす。
- 6 商品先物取引法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 43 号。以下「平成 16 年改正法」という。）附則第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、受託会員から平成 16 年改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第 79 条第 1 項の規定により預託されている取引の委託に係る取引証拠金として本所が預託を受けている金銭及び有価証券は、受託会員と本所の間で特段の契約を結ぶことにより、平成 16 年改正法の施行後遅滞なく、委託者がその代理人である受託会員を通じて清算機構に預託する取引証拠金として清算機構に移管されるものとする。ただし、当該取引証拠金について、受託会員が、委託者から受託契約準則第 7 条第 3 項に基づく書面による同意を得た場合には、同準則第 7 条第 4 項の委託証拠金として預託を受けたものとし、委託者がその代理人である受託会員を通じて清算機構に預託する取引証拠金として清算機構に移管されるものとする。
- 7 平成 16 年改正法附則第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、受託会員から旧法第 97 条の 2 第 1 項の規定により預託されている受託業務保証金として本所が預託を受けている金銭及び有価証券は、受託会員と本所の間で特段の契約を結ぶことにより、平成 16 年改正法施行後遅滞なく、委託者がその代理人である受託会員を通じて清算機構に預託する取引証拠金として清算機構に移管されるものとする。ただし、当該取引証拠金について、受託会員が委託者から準則第 7 条第 3 項に基づく書面による同意を得た場合には、準則第 7 条第 4 項の委託証拠金として預託を受けたものとし、委託者がその代理人である受託会員を通じて清算機構に預託する取引証拠金として清算機構に移管されるものとする。
- 8 本所が会員から預託を受けている特別担保金は、受託会員と本所の間で特段の契約を結ぶことにより、平成 16 年改正法第 180 条の規定に基づき清算機構に預託する清算預託金として清算機構に移管されるものとする。
- 9 平成 16 年改正法施行の際、旧法第 38 条第 1 項の規定により会員から本所に預託されている会員信託金は、平成 16 年改正法第 101 条第 1 項の規定により本所に預託されている信託金とみなす。
- 10 本所に対する会員の定率会費予納額については、平成 16 年改正法施行日の前営業日の取引に係る徴収分から、清算機構を通じて徴収するものとする。

#### 附 則（平成 18 年 5 月 23 日）

平成 18 年 5 月 23 日開催の通常総会において決議した第 6 条、第 8 条第 1 項 10 号、第 10 条第 1 項第 6 号及び第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 11 条、第 12 条、第 25 条第 1 項、第 56 条第 1 項第 1 号、第 57 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 4 号並びに第 4 項、第 62 条第 1 項第 3 号、第 71 条第 2 項第 5 号及び第 6 号並びに第 7 号、第 8 号、

第 92 条第 1 項第 6 号、第 99 条、第 108 条第 1 項第 5 号、第 136 条第 2 項の変更は農林水産大臣認可の日（平成 18 年 6 月 5 日）から施行し、平成 18 年 6 月 5 日から実施する。

附 則（平成 18 年 10 月 10 日）

（施行日）

第 1 条 平成 18 年 10 月 10 日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 18 年 11 月 28 日）から施行し平成 18 年 12 月 1 日（以下「合併の効力発生日」という。）から実施する。

（会員の地位）

第 2 条 合併の効力発生日の前日において福岡商品取引所の会員であった者は、合併の効力発生日に本所の会員となる。

（効力の特例）

第 3 条 この変更後の定款施行の際、福岡商品取引所の定款に基づきなされた事項で効力を有するものは、この定款の相当規定に基づきなされたものとみなす。

（会員の持分に関する特例）

第 4 条 旧福岡商品取引所の会員が合併の日から 3 年を経過する日以前に脱退したときの当該会員の持分は第 39 条第 2 項の規定にかかわらず合併契約書第 10 条第 2 項の規定に従うものとする。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日）

平成 19 年 3 月 29 日開催の臨時総会において決議した第 22 条、第 42 条第 2 項の規定の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 19 年 4 月 13 日）から実施する。

附 則（平成 19 年 5 月 29 日）

1 平成 19 年 5 月 29 日開催の通常総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣認可の日（平成 19 年 6 月 11 日）から施行する。ただし、第 3 条第 2 項、第 5 項及び第 98 条の 2 の変更は、平成 19 年 7 月 2 日から実施する。

附 則（平成 20 年 5 月 27 日）

1 平成 20 年 5 月 27 日開催の通常総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣認可の日（平成 20 年 6 月 16 日）から施行する。ただし、第 3 条、第 92 条及び第 98 条の 3 の変更は、平成 20 年 6 月 24 日から実施する。

附 則（平成 21 年 1 月 16 日）

- 1 平成 21 年 1 月 16 日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣認可の日（平成 21 年 2 月 3 日）から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 28 日）

- 1 平成 21 年 5 月 28 日開催の通常総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣認可の日（平成 21 年 6 月 5 日）から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 29 日）

- 1 平成 21 年 9 月 29 日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣認可の日（平成 21 年 10 月 7 日）又は「商品先物取引法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律」第 1 条の施行の日（平成 21 年 10 月 8 日）のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 28 日）

- 1 平成 22 年 5 月 28 日開催の通常総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣認可の日（平成 22 年 6 月 21 日）又は、平成 22 年 7 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。但し、第 80 条と第 87 条については、農林水産大臣認可の日（平成 22 年 6 月 21 日）から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 20 日）

- 1 平成 22 年 12 月 20 日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣認可の日（平成 22 年 12 月 28 日）又は、平成 23 年 1 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 1 日）

平成 23 年 3 月 1 日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 23 年 7 月 1 日）から実施する。

附 則（平成 23 年 7 月 29 日）

平成 23 年 7 月 29 日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 23 年 8 月 3 日）から実施する。

附 則（平成 24 年 12 月 7 日）

平成 24 年 12 月 7 日開催の臨時総会において決議されたこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 24 年 12 月 14 日）から施行し、理事会において別に定める日から実

施する。

附 則（平成 25 年 7 月 8 日）

平成 25 年 7 月 8 日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 25 年 8 月 7 日）から実施する。

附 則（平成 27 年 7 月 21 日）

平成 27 年 7 月 21 日開催の臨時総会において決議した第 3 条第 4 項の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 27 年 8 月 6 日）から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 21 日）

平成 27 年 7 月 21 日開催の臨時総会において決議した第 19 条第 2 項第 9 号、第 26 条、第 34 条、第 35 条、第 47 条、第 55 条、第 92 条及び第 104 条の変更並びに第 27 条、第 31 条、第 36 条、第 37 条、第 93 条から第 99 条、第 101 条から第 103 条及び第 105 条の削除は、農林水産大臣の認可の日（平成 27 年 8 月 7 日）又は平成 27 年 9 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日）

平成 28 年 10 月 11 日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 28 年 11 月 9 日）から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 4 日）

平成 29 年 8 月 4 日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 29 年 8 月 7 日）から施行する。

附 則（令和元年 8 月 7 日）

令和元年 7 月 29 日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（令和元年 8 月 7 日）から施行する。